
プロジェクト	実務対応 実務対応報告第 18 号の見直し
項目	第 120 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 120 回実務対応専門委員会（2018 年 8 月 21 日開催、以下「第 120 回専門委員会」という。）で議論された実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 18 号」という。）及び実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 24 号」という。）の見直しについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

適用する減損の定めに関する意見

（適用する減損の定めに関する意見）

2. コメントへの対応として、選択した定めへの適用には継続性が求められる点は記載していることから、必要な対応は図られているものと考えられる。

事務局の対応案を支持する意見である。

（国際会計基準第 39 号「金融商品：認識及び測定」における減損の定めに関する意見）

3. 既に削除された国際会計基準第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下、「IAS 第 39 号」という。）の定めに従って減損処理の検討を行う場合、IAS 第 39 号の原文又は和訳が比較的入手困難であることから、その減損の定めを実務対応報告第 18 号に記載しない場合、将来的に問題を生じないか懸念する。

IAS 第 39 号の定めに基づく実務は、国際財務報告基準を適用している在外子会社等において現時点で定着しているものと考えられるため、特段の対応は不要と考えられる。

4. 現在の脚注の文案においては、削除される前の IAS 第 39 号の定めに従う旨の脚注の追記が提案されているが、脚注の修正案のみでは、日本基準の定めを前提とした場合の適用する基準の優劣関係が明確ではないため、IAS 第 39 号の定めを適用する上での考え方を、追記した方がよいのではないかと懸念する。

本実務対応報告においては、日本基準及び IAS 第 39 号との間で適用する基準に優劣関係を定めている訳ではないため、現在の脚注の文案としている。

5. 本実務対応報告と修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」との IAS 第 39 号の定めの記事の方法が異なる点について、コメントへの対応欄において「前提が異なる」という表現のみではその意図が読み取れないため、記事を修正するべきではないか。

上記の意見を踏まえて、審議事項(2)-2 の受領したコメントへの対応欄の記事を修正している。

6. 現在の脚注の文案においては、削除される前の IAS 第 39 号の定めに従う旨の脚注の追記が提案されているが、「削除される直前の」とするなど、対象となる基準をより明確に記載するべきではないか。

上記の意見を踏まえて、審議事項(2)-2 の受領したコメントへの対応欄の記事を修正し、審議事項(2)-4 の修正案に反映している。

開示についての意見

(注記内容の明確化に関する意見)

7. 本実務対応報告を適用していない場合の注記については、未適用の会計基準に関する注記に加えて必要となることを明確化するべきではないか。
8. 注記内容の明確化に関するコメントへの対応欄において、注記が必要となる期間の表現が明瞭ではないため、修正した方がよいのではないか。

上記の意見を踏まえて、審議事項(2)-2 の受領したコメントへの対応欄の記事を修正している。

設例についての意見

(設例 5 の表現に関する意見)

9. 設例 5 の記事の修正案について、「P 社における」という表現が修飾先と大きく離れており、意図する内容が明確に読み手に伝わらない可能性があるため、記事を修正した方がよいのではないか。

審議事項(2)-6

修正案については、他の設例における表現とのバランスを考慮し、仕訳の対象会社を記載した後に仕訳の修正内容を記載する形で平仄を合わせ、記載している。

以上